別添

請　負　契　約　書（案）

長野県警察本部長鈴木達也（以下「発注者」という。）と○○○○○（以下「請負者」という。）は、次の条項により、令和７年度電話でお金詐欺（特殊詐欺）及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害・犯罪加担防止対策啓発Ｗｅｂ広告配信業務に関する請負契約を締結する。

（総則）

1. 発注者と請負者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第１条の２　請負者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（発注業務）

第２条　発注業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1)　業務の名称　令和７年度電話でお金詐欺（特殊詐欺）及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺

被害・犯罪加担防止対策啓発Ｗｅｂ広告配信業務

(2)　業務の内容　提案書及び仕様書に基づく、バナー広告等Ｗｅｂ広告による啓発

（履行期間）

第３条　発注業務の履行期間は、契約締結の日から令和８年〇月〇日までとする。

（請負代金）

第４条　請負代金は、○○○○円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○円）

（契約保証金）

第５条　請負者は、契約保証金○○○○円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

２　発注者は、第７条第２項の規定により検査に合格し、発注業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

（契約保証金を免除する場合）

第５条　契約保証金は、○○○○円とし、財務規則第143条第○号の規定によりその納付は

免除する。

２　ただし、請負者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（発注業務の処理方法等）

第６条　請負者は、別添の提案書及び仕様書に基づき、第２条第２号に掲げる発注業務を実施しなければならない。

２　請負者は、前項の提案書及び仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受け発注業務を実施しなければならない。

３　請負者は、発注業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を発注者に届け出なければならない。

４　請負者は、発注者から請求があったときは、発注業務の進捗状況について発注者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第７条　請負者は、発注業務完了後10日以内に、発注業務完了報告書（成果品）を発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に請負者の立会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

３　請負者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、発注者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

４　前２項の規定による検査に直接要する費用は請負者の負担とする。

（請負代金の支払）

第８条　発注者は、前条の規定により引渡しを受けた後、請負者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に請負代金を支払うものとする。

２　発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第２項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

（前金払）

第９条　請負者は、前条の規定にかかわらず、請負代金の10分の３に相当する額の範囲内において、発注業務の実施に必要な費用の前金払を発注者に請求することができるものとする。

２　請負者は、請負代金の前金払を請求しようとするときは、前金払請求書により発注者に請求するものとし、発注者は、前金払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（危険負担）

第10条　第７条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、請負者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第11条　請負者は、成果品の引渡し後１年間に、当該成果品に直ちに発見することができない種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

（権利義務の譲渡、承継）

第12条　請負者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（一括委任等の禁止）

第13条　請負者は、この契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにして発注者の承認を得たときは、この限りではないものとする。

（契約内容の変更）

第14条　発注者は、必要があると認めるときは、発注業務内容を変更することができる。

２　前項の場合、発注者と請負者が協議の上、請負代金、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

３　発注者は、第１項の変更により請負者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（事情変更による契約の変更）

第14条の２　発注者と請負者は、この契約の締結後において、市場価格の変動等により契約内容が著しく不適当となったときは、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

２　前項の場合、発注者と請負者が協議の上、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができるものとする。

（著作権）

第15条　本事業に関する所有権及び著作権は、原則として全て発注者に帰属するものとし、発注者は事前の連絡なく加工及び二次利用することができるものとする。

２　第１項にかかわらず請負者が従来から権利を有している請負者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については請負者に留保するものとし、この場合に、発注者は権利留保物について当該権利の非独占的使用権を取得する。なお、発注者は請負者の同意の上、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与することができる。また、発注者はこれを担保権の目的としてはならない。

３　請負者は、第１項により発注者に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、請負者の従業員又は請負者等がこれらの権利を有する場合には、これらの者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

（契約解除）

第16条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 請負者が、第３条に規定する期間内に発注業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 請負者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、請負者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第16条の２　発注者は、発注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、請負者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 請負者（請負者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（下請負契約に関する契約解除）

第16条の３　発注者は、この契約の下請負人（一次及び二次下請以降の全ての下請負人を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、請負者に対して下請負契約の解除を求めることができる。

２　発注者は、請負者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第17条　請負者は、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に発注業務を完了しないとき又は第７条第１項に規定する期限までに発注業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から発注業務を完了した日又は発注業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、請負代金に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

２　発注者は、その責に帰すべき事由により、第８条第１項に規定する期限までに請負代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請負代金に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延利息を請負者に支払わなければならない。

３　請負者は、第11条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

４　請負者は、第16条から第16条の３までの規定により契約が解除されたときは、第５条第１項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

５　発注者は、前項の場合において、第５条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

６　請負者は、第１項又は第４項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第18条　請負者は、第16条の２各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第19条　請負者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第20条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、発注者と請負者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年　　月　　日

発注者　住　　所　　　　長野市大字南長野字幅下692番地２

職・氏名　　　　長野県警察本部長　鈴 木 　達 也　　印

請負者　住　　所　　　　○○○○

法 人 名　　　　○○○○

代表者職・氏名　○○○○長　　　　　　○○○○　印